

議案第 19 号 二宮町営水泳プール設置条例を廃止する条例提案理由

【町長】

議案第 19 号の提案理由を説明いたします。「二宮町営水泳プール設置条例を廃止する条例」についてですが、公共施設再配置計画に基づき検討を行った結果、袖が浦プールを廃止することに伴い、本条例を廃止するために提案するものです。

内容につきましては、都市部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【都市部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 19 号についてご説明申し上げます。

袖が浦プールは、昭和 33 年から多くの町民に親しまれ利用されてきましたが、施設の老朽化及び利用者の減少に伴い、平成 28 年度より休止となっています。

今年度「公共施設再配置計画」に基づき検討を行い、袖が浦プールの廃止が決定しました。このことにより、同プールの廃止を行うものです。

それでは、議案の 1 ページをご覧ください。

附則です。第 1 項です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日に施行させていただくものです。

第 2 項です。本条例の廃止に伴い、関連する「議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例」の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、資料 19 の新旧対照表をご覧ください。

第 2 条の「3 分の 2 以上の同意を要する公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用」ですが、記載される施設のうち「水泳プール」を削除するものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。